

文献資料紹介

《第44回》

鹿児島県の林業（屋久島の項抜萃）

やまもとひでお
山本秀雄

世界遺産登録を契機に、屋久島は巨大杉の生育地として広く内外に知られるようになった。従って、屋久島の情報も多く出回ったものと思うが、その情報は正確に提供され、また利用されているのだろうか。

巨樹を守り育てて来た森は言うだろう――。

「忘れてならないこと、決して冒してならないことは、歴史的捉、約束事だ。今それが守られず、事故にも環境悪化にもつながっている」

——そんな声が聞こえてきそうな昨今である。

問題は、情報が薄っぺらになっているきらいがあることだ。

発信者と利用者相互の都合とすれば、地元側は大いに改めて

内容の濃い情報を考える必要がある。屋久島の如き山行が主流の土地にあって、一番大事なことは森の精気に接する情報である。屋久島には古来、生活に根差した豊かな自然環境を守るうえでの情報が多い。

諺に、「月三十五日雨」という多雨に備えた言葉、生物共

生を先取りした「口六万」（猿二万・鹿二万・人二万）、また、「登りは八里、下りは五里」という登山の言葉などは、里を時間に置き換えて見ても、余裕のある岳参りへのいざないである。

かように、島では自然とのおおらかな接触をもつて、霊山神木の思想を学んで来た。教えるは伝統の行事であり、殊に山中に建つ俗に言う「一品法寿大権現様」山の神で、祖靈の宿る森の神と重ねて尊崇して来た島民は、通過の儀礼なしには通れなかつた。かかる昔の知恵に学ぶことなくしては、各種保護指定の森を後世に残し得ないのかも知れない。

今回紹介するのは、「鹿児島の林業」（昭和十年、鹿児島県経済部発行本）で、旧島津藩の林政並びに維新後の林政から、屋久島の項を抜粋する。前述と資料の間には深いかかわりはないが、当時の屋久杉の森の総蓄積量や、屋久杉生木が禁伐であつた事には注目して欲しい。

舊藩林政

藩政時代に在りては本縣森林の大部分は島津宗藩の直領に屬

し、夙に林制に關する諸般の政令を發布し、地方に數多の林制機關を設け、藩林の保護を充分ならしめ利用を適切にし、地方植林事業を盛大ならしむる等、林制に意を用ふること極めて周

到なりしが、故に幾百年來森林の荒廢を防ぎ、年々莫大の收利に據て藩の經濟に尠からざる餘裕を與へたり、今日鬱蒼たる國有林の存するは、皆之れ藩政時代の遺物にして當時林政の如何に完備せしやを追想せしむべし。

森林の種類

(イ)御物山又衆力山 とは戸別差杉と稱し一戸毎に毎年杉穂、若くは松苗二十五本を賦課し、之を山林原野運搬利便の地に賦役にて植栽せしめ、保護手入は地元人民の負擔に歸せしめたる、成木を藩主の家作藩廳の公共用材とし伐採するの外藩内一般の人民に拂下げ其植立人へは半額を以て拂下げたり。

(ロ)仕立山 とは藩廳直接の費用にて杉扁柏松等を植栽し地元村民に命じて之が保護手入をなさしめ柴草雜草等を地元人民に下付し來れり。

(ハ)鹿倉山 とは天然の大森林にして斧鉄を加へさりしもの多し、藩廳特定の御用商人に命し其私費を以て櫟木樟腦椎茸木炭等を製造せしめ、製品は藩廳に買上げ、或は之を他に發賣し、或は製品に若干の税金を賦課し之を自由に發賣せしめたる、製炭を特に三ヶ年若くは二ヶ年の期限を付し之を許可したものにして、御禮金と稱し年々若干の納金を爲さしめ、戸毎に杉穂千五百本宛植付の費として年々若干の納金を爲さしめたり。

(シ)部一山 とは鹿倉山原野其他荒蕪地にて植栽に適する箇處を、願出許可を得て樹木を植栽せしものにて、許可の時目録を下付し自由に之が賣買を許せり、成木の後は官民分収をなすものにして植付人の願出により現木にて分配し、又は官收

に対する部分は一定の代金を上納せしめ、賣渡を爲せり、今の五官五民部分木是なり其無願にて栽植し後證據人を立て部分を出願するものは民收部分を三分の一と爲したり。

(ホ)稼山 とは地元人民の糊口を凌ぐ爲薪、炭、櫟木等營業上必要な樹木を官に於て差支なき限り年々伐木を許し相當代價を以て拂下くるものなり。

(ヘ)民林の制。藩制中には此名稱なし士族抱地永作、地持山、村受山、門付山、等と稱ふるものは民林に屬すべきものにして内門付山に付ては、官の保護に依らすと雖も林中の樟、櫻、櫟等は自由伐採を禁せられ山奉行へ申出検査を受け不良木にあらざれば伐採するを得ず良木は藩主の用途に充つるの舊慣なり。

(ト)並木の制。松木に限り毎春郷村受持夫立を以て植付け、其員數を山奉行へ届出で巡回の都度調査せり、而して並木は止を得ざる事故あるにあらざれば容易に伐採を許さず、と雖農家に必要なる唐臼春臼等は惡木中より代價上納拂下をなす習慣あり。

管理

舊藩時代の森林管理機關としては山奉行なるものが設けられ、山奉行の指揮監督を受けて林野に關する一切の務事を掌るものに、筆者（五十名）、及山見巡役（三十三名）あり、地方機關としては一郷を以て管轄區域とし、（百二箇郷）行司（十二名乃至四十五名）、竹木見巡（二十三名乃至五十六名）等を置き専ら林務に當らしめ其上に曇、又は與頭（郷士族を指揮す）横目（目付役）等を置きたり。

も一種の骨董的價値を有すかる珍寶が大量に本島に生立したる原因は容易に闡明し得べからずと雖蓋し雨量の甚だ豊富にして空中濕氣多きこと、土地高きも溫暖なる海洋中に位し氣候溫和にして氣溫の變化少きこと而して氣溫が杉の生育に適する程度なること地質が花崗岩にして比較的地味良く通水性良好なる事等に歸着すべし、現に屋久杉の生立せる地帶に入らば路傍、枯木の上、岩の隙間、立木の又部等所嫌はず苟も多少の土壌が露出し陽光の射入適當なはれば盛に稚樹發生するを見るも如何に杉の理想的郷土たるかを認識し得べし。

其の成立區域は屋久杉八千四方町歩内外子杉二萬町歩内外にして其蓄積屋久杉生木約五十九萬石、屋久杉根株及枯倒木約五十六萬石子杉約四百六十萬石を算す。

附

屋久島國有林全面積四萬七百七十六町七反二十五歩にして其の總蓄積量は次の如し。

總 蓄 積	三千九百五十萬三千四十五石
内 針 葉 樹	一千二百七十一萬三千四百十三石
潤 葉 樹	二千六百七十九萬九千六百三十二石

屋久杉の保存

所謂屋久杉は普通の杉が特別の高齡に達したものにして之れを伐採し去らば容易に同様のものを造成するを得ざるが故に天然の記念物として又學術上の参考に資する爲屋久杉の生木は禁伐となれり。而して屋久杉材の需要に對しては差當り現存する伐株及伐倒木等より採取して充分なる見込なり。

尙前岳の部分は納七千餘町歩を劃して委託林として屋久島産業組合の經營となれり。

山本秀雄「文献資料紹介」全目次

創刊号	三郡地誌備考	23号	屋久杉の成立に関する研究
2号	三国名勝図会	24号	原耕地整理日誌簿
3号	屋久島記	25号	大隅屋久島に於けるガジュツの調整について
4号	ウイルソン論文「日本の針葉樹」	26号	屋久島探検記
5号	屋久島杉	27号	屋久島地域の鉱床
6号	屋久島規模帳	28号	屋久島の正長石
7号	屋久島憲法考	29号	計屋家系図
8号	屋久島ヨリノ上書	30号	唐船津廻し船日誌
9号	釈迦堂由来記	31号	三郡地誌備考（屋久島関係抜粋）
10号	鉄炮御改ニ付而書物帳留	32号	上屋久林業修練所要覽
11号	屋久島中間村御検地名寄帳	33号	不当処分取消並ニ国有林下戻請求ノ行政訴訟裁判宣告書
12号	泊如竹関係資料	34号	測量方夫立帳について
13号	屋久島神社調書	35号	屋久島の天然紀念物調査報告
14号	屋久島神社調書（承前）	36号	屋久島民謡集
15号	下屋久村郷土史	37号	年中行事関係綴（正月飾り習俗について）
16号	下屋久村郷土史（承前）	38号	年中行事関係綴（一月の行事）
17号	墓籍簿	39号	年中行事関係綴（二月から六月の行事）
18号	黒葛原兼成翁小伝	40号	年中行事関係綴（七月から十二月の行事）
19号	種子島家譜（屋久島関係抜粋）	41号	屋久島楠川村御検地竿次帳
20号	諸名高究（極）帳	42号	イタリア人宣教師シドッティ神父と屋久島
21号	献建	43号	屋久島に関する記録（種子島家譜よりの抜粋）
22号	屋久島の平木	44号	鹿児島県の林業（屋久島の項抜粋）